

『農桑輯要』からみた大元ウルスの勸農政策 (下)

宮 紀 子*

魯明善と『農桑輯要』の出版

ここに、苗好謙とほぼ同時期、よく似た行動をとった男がいる。かの『農桑（衣食）撮要』の著者、魯明善。通行の「明善」は名前ではなく字、鉄柱がかれの本名で、じつは、クビライ、テムルの寵を受けたティベット仏教僧伽魯^{あざな}ナダ^{テジュ}スの子であった。つまり、テゲと同じカシミール出身のウイグルの名族ということになる。

カルナダスは、サンスクリット、ティベット、モンゴル、漢語はもとより、東南アジアや西域の諸言語にも通じていた。カアン直々に委託されたティベットの仏典のウイグル語による翻訳は、即時国家出版され、モンゴルの諸王、大臣たちに頒布された。クビライ時代に東南アジア、インド洋海域の港湾都市に派遣された有名な大使節団、そしておそらくはカイシャン時代のそれも、かれの発案といわれている²⁶⁷⁾。アユルバルワダの即位時、俎上に載せられた冗官のリストラ問題においても、カルナダスは特別扱いであった。すでに余命が短かったことであろうが、大司徒の地位を剥奪されることもなく、それどころか文官としては最高位の開府儀同三司の資品まで加えられ、直々に白玉の鞍も賜った（同年に死亡）。

テジュは、その偉大な父の名声を常に思い出してもらうべく、自らの姓を魯とした²⁶⁸⁾。父と同様、ながらくケシクでビチクチのひとりとして仕えていたが、やがて奉議大夫（正五品）江西行省理問所相副官（従五品）に任じられる。虞集の撰した神道碑²⁶⁹⁾には明記されないが、おそらく成宗テムルの末期から武宗カイシャンの治世にかけてのことだろう。父の死の知らせを受けて帰郷したかれは、アユルバルワダにお目見えし、カルナダスの嗣子として白玉の鞍をあらためて拝受、さらには御服も下賜された。皇慶元年（1312）、はやくから女真戸などにより開墾が進められていた淮南の寿陽すなわち安豊路のダルガに任じられる²⁷⁰⁾。資品も中順大夫（正四品）に繰り上がった。そして、延祐元年（1314）には、アユルバルワダの『農桑輯要』

* みや のりこ 京都大学人文科学研究所

の重刊の聖旨に呼応するかのように、『農桑輯要』の必要部分を月ごとの農作業スケジュールに即して平易な漢文で整理、配列しなおす『農桑撮要』を編み鋟梓、広く民家に頒布した——ここにちのこる張栻の序文はこのとき書かれたものである。また、官舎や路学・蒙古学・陰陽学・医学の校舎の改修、ジャムチ、橋等の土木工事にも尽力したとされる。

任期満了になると、ふたたびアユルバルワダのもとに参じ、自らの実績をことこまかに報告した。おそらく『農桑撮要』も持っていったのだろう。その結果、延祐二年、垂中大夫（従三品）に昇進、江南行台のある建康路（いまの南京）にほどこかい太平路の総管に改授される。ただし、ウイグルのダルガから総管への人事異動は、それ以前には、ほとんど例のないことであった（かつてやはり高昌ウイグルの僕氏トルミシュが、安豊路、太平路のダルガをつとめており、出向先としては既定のコースであった。のちには散曲作家として有名なセチウルが太平路の総管を皮切りに、テジュの赴任先、キャリアを追いかけることになる。なお、テジュの前任の太平路総管は、至元年間、クビライに農書を献上した、かの暢師文である²⁷¹⁾）。アユルバルワダも少々辟易させられていたのかもしれない。テジュが着任したとき、太平路のダルガは“嘗て東朝（＝東宮）に仕え、政府に侍む所有り、以て其の政^{まつりごと}を撓^{たわ}め”ていた、という。おそらくそれは、テゲの次男平安奴のことで²⁷²⁾、アユルバルワダ、シディバラ親子の治世に権勢を振るったテムデルとの関係を指していたものだろう。ライバル意識むき出しのかれば、ここでも『農桑撮要』を頒布し、勸農につとめた。大司農の張晏、翰林承旨クドルクトルミシュ等によるモンゴル語訳『大学衍義』の国家出版に呼応して、みずからも『大学』を刊行している²⁷³⁾。

延祐六年に池州路のダルガに転任、多発する火災の消防用に大掛かりな貯水工事を行った。任期満了が近づいてくると、安豊路、太平路のときと同様、解由状とともに拓本を提出すべく徳政碑を建てさせて、地方官としての有能さをアピールした。このあと、いったん、江浙行省の指名で福建に派遣され、それなりの成果を出し、朝廷に保举されたいが、中央での採用は叶わなかった。

泰定四年（1327）になって、ようやく嘉議大夫（正三品）に昇進、衢州のダルガに任じられ²⁷⁴⁾た。そのご、至順元年（1330）——『農桑撮要』の序文をものしたまさにその年、湖広行省下の桂陽路のダルガとなる。蛮獠、獠獠などとよばれる少数民族が山岳地帯に雑居し、極めて治めにくいこの路のランクは、上中下の三段階の一番下、事実上の左遷といってよかった。虞集が撰したテジュの神道碑は、この人事異動について、“三年して転じて桂陽に監す。前に治する所の四郡は皆、大郡なれども、桂陽は最も遠く小さく、公を煩わずに足らず。命下るに、公曰く「亦、天子の民也。何ぞ敢えて忽^{ゆるが}せにせん乎^や」”とあたかも役不足のように語る。しかし、実態はそんな美しい話どころではなかった。

なんとテジュは、衢州のダルガとなって一年経つかたないかの天曆元年（1328）五月、中統鈔六十錠の収賄が発覚し、杖刑八十七という上から二番目に重い実刑判決を受け、中途解任

されていたのである。そして、それは中書省の掌握する官員の履歴簿に消えない汚点として記された²⁷⁵⁾。大徳七年に定められた「取受十二章」によれば、“法を枉げた”収賄・横領の場合は“除名して叙せず”，“法を枉げていない”斟酌の余地のある場合は，“須らく三年，殿（＝停職）し，再犯は叙せず”²⁷⁶⁾とある。テジュに対しては後者が適用され，復職のさいには，散官三等級分の降格がなされたはずであった。神道碑がこれ以降，かれの資品を記さない所以である。そもそも湖広行省がバヤンとともに南宋接收の最大の功労者にあげられるウイグルのエリク・カヤ（セヴィンチュ・カヤの祖父）一族の牛耳った地であったこと，泰定年間に甘肅の諸軍を率いていたウイグル王家のテムル・ブカが襄陽に赴き湖広行省平章政事になっていること，かのテゲ一族自体，桂陽路に何らかの權益を有していたらしいことを考えれば²⁷⁷⁾，とうじテジュを取り巻く現実，ほかに受け入れ先，やりなおすチャンスが望めないという極めてシビアな状況だったのかもしれない。後述する「天曆の内乱」のどさくさにまぎれての任官であった可能性さえある。

そういうわけで，テジュは，何としてでも目にみえるかたちで実績をあげねばならなかった。しかも，この至順元年，同じ桂陽路の大中大夫（従三品）総管オルジェイトゥも張光大に命じて『救荒活民類要』を刊行しているのだ。テジュは，またもや『農桑撮要』を重刊した。大旱魃に見舞われ，鬻爵（＝売官）まで行っていた大元ウルス朝廷にアピールするには，最適の事業のように思われた²⁷⁸⁾。

じじつ，テジュはそれらの成果と，手勢をもって道州路に侵入した広西の蛮獠の叛乱平定に一役かったという功績を携えて，はるばる大カアン，順帝トゴン・テムルのもとへと上京する。ときの丞相バヤンは，六部の郎官のポストを提示したらしいが，不満だったのか辞退，けっきょく，桂陽と同じランクに位置づけられ，やはり湖広行省下にある靖州路のダルガとなった²⁷⁹⁾。着任するや，この地を将来に禍根をのこさずゆるぎなく統治するためと称して，山岳地帯に割拠する“洞蛮”をターゲットにした軍事地図を作成し，過去の文書を参照しながら調査報告書を纏め，湖広行省に提出した。しかし，三ヶ月たっても音沙汰なし，ついにあきらめて辞職した。かつて治めた太平路に隠居し，そこで67歳の生涯を終えたという。

ここにち伝わる『農桑撮要』のテキストは，いずれも至順元年のテジュの自序を掲げている。『至正金陵新志』巻九「学校志・路学」によれば，集慶路学が保管していた版木は58枚で，至正四年までに刊行されたことは間違いない。おそらく張元済が見たという「青宮之宝」，「項子京図書記」の印が捺される元刊本（10行×22字）がそれだろう²⁸⁰⁾。なお，張橐の序文の“皇元”が削り取られて“皇宋”に改竄されているのは，この版木を入手，頒布した明の国子監の所業による（『永樂大典』に収録されたのもこのテキスト）²⁸¹⁾。台湾国家図書館の蔵する影元鈔本（8行×15字）は上下二巻全78葉²⁸²⁾，これが桂陽路下での印刷か，帰郷後，太平路に保管してあった版木の序文を差し替えたものに相当するのだろう。『元史』の本紀にも伝にも，その書

名が採りあげられることはなかったが、『古今書刻』によれば、明代には、南京の国子監以外に、河南の汝寧府・淮南府・楊州府・瑞州府、建寧の書坊に版木が保管されていた（汝寧府・淮南府のそれこそが、おそらく安豊路の初版の姿を伝えるテキストではあるまいか）。テジュの執念が実ったともいえるが、やはり現場での使い勝手がよかったのだろう。『養民月宜』や『農桑四時撮要』と名を変え、後人に剽窃されて伝わったテキストさえあった。

苗好謙と同様、テジュもまたしっかり見て取っていた。14世紀にはいつてから目に見えて深刻になっていくユーラシア全域を蓋う大天災のもと、大元ウルスの勸農への異様なまでの力の入れようを。つまり『農桑輯要』を補う技術書の編纂と実践によって成果をたたき出すことが、即、高評価につながり、出世の近道となるのだと。

見直されるべき泰定帝イスン・テムルの治世

ところで、『元史』の「食貨志」《農桑》は、英宗シディバラ以降の勸農政策について、まったく言及しない。延祐四年（1317）のクチュの死をうけ大司農司、太常礼儀院などのトップとなっていたジャライル国王家の若きリーダー、バイジュ²⁸³⁾は、アユルバルワダの崩御ののちもひきつづきシディバラの右腕として、より大っぴら、あからさまに、皇太后ダギの寵愛を盾に中書省右丞相に返り咲いたテムデルとの「綱引き」、「陣取り合戦」に乗り出す（アユルバルワダは延祐五年頃にはすでに廃人同然であり、正式に皇太子位に就いていたシディバラは、テムデル、ダギを気にしながら、アントムの孫バイジュと水面下で手を結びつつあった。ただし、延祐六年十二月には、やはりクビライ時代の御史台を支えたタガチャルの孫テムル・ブカ、アルラト家ウルルク・ノヤンの息子トクトガも御史台のトップとなっている）。じつは、「英宗本紀」の延祐七年にずらずらと並ぶ中書省・行中書省の目まぐるしい人事異動、各官庁の存廃と激しいランクの上下、都水監の取り合い、司農卿オルジュイ・ブカの更迭、肅政廉訪司に対し『農桑文冊』を大司農司に毎年報告させにくるという慣例を踏襲させたこと（その数値の信憑性はかねてから疑問視されていた。あきらかにテムデルの影響が強い御史台への牽制である）²⁸⁴⁾、『元典章』によって知りうる詹事院の屯田軍官への口出しなどはみな、その文脈の中にあった。テムデルの父祖の勅建碑が立てられたかと思うと²⁸⁵⁾、バイジュの祖父アントムの碑を保定新城に、ムカリの祠堂と碑を東平に建設してたてつづけに顕彰する²⁸⁶⁾。さらにバイジュの妹の嫁ぎ先（僉枢密院事サンガシリは枢密副使ナンギャタイの子。アントム以来の姻戚）の祖、クビライ時代の名将バヤンの碑をも立てる。ほぼ同時期、政局の鍵を握っていたテクシにも父祖の碑を賜った。

峻烈さと老獪さ、酷薄さを併せもつシディバラは、バイジュを平章政事、ついで左丞相に任じることで、中書省内部から突き崩しをはかった。さらに、かれに平江路の田一万畝の下賜、左右キプチャク衛親軍と宗仁モンゴル侍衛親軍（五投下のイキレス部への介入を意味する）の統括を委ねて「力」を与え、じりじりとテムデル一派の退却を迫ったのだった。バイジュは、かつ

でのクビライにおけるボロトのように、『農桑輯要』、『栽桑図説』、モンゴル語訳『大学衍義』などの重版はもとより、太廟の儀制の増広、鹵簿の整備²⁸⁷⁾など、軍事、文化行政を一手に担った。じっさいにはカイシャン時代からの既定の路線ではあったが、内外にその実行力を誇示するかのごとく、目に見える派手なかたちでつぎつぎと完成させていく。

そして、至治二年（1322）八月、九月にテムデル、ダギがたてつづけに身罷る。まるでそれをまっていたかのように、『農桑輯要』1500部、『栽桑図説』300部が頒布され、勅命によって鹿頂殿の壁には「蚕麥図」が描かれた²⁸⁸⁾。枢密院も弛緩しつつあった屯田の管理を強化した²⁸⁹⁾。十一月には、カイシャン時代と同様、民間の一切の差役・造作等は、商賈末技、富実有力の家から課し、管民官が農繁期の妨げにならぬよう差配するよう通達が出されている²⁹⁰⁾。

シディバラは、テムデルの後釜としてバイジュを中書右丞相に任命²⁹¹⁾、さらにバイジュの部下で中書省平章政事マルを、大司農司においてもすぐ下の大司農のポストにつけ、かれを輔佐させる²⁹²⁾。いっぽうで、テムデル関連の碑を全て打ち倒し、かつて与えた爵位・制誥なども剥奪・没収し、宣政院使バルギス（テムデルの息子）以下、その派閥を徹底的に粛清しはじめる。すべてがこれからのはずであった。

ところが、かれらの新政は、あえなく頓挫する。至治三年、上都から大都へむかう道中、南坡店に宿泊した八月癸亥四日、すなわちアルラト家ボオルチュの裔シクドゥルのケシク（第二ケシク）の初日、ことは起こった。シクドゥルがフウシン族ボログルの末すなわち第四ケシクの長で知枢密院のイスン・テムル²⁹³⁾、御史台・宣徽院・太医院・アス衛等を束ねてきたテクシ²⁹⁴⁾等と謀り、彼らを移動中のオールドに引き込み、シディバラ、バイジュの暗殺を決行したのである²⁹⁵⁾。大徳十一年以来、安西王家の再興をねがってきたアーナンダの子オルク・テムルなどの協力もとりつけ、約五ヶ月前から周到に準備された計画であった。そして、この暗殺の舞台を用意したシクドゥルこそ、大司農司のNo. 2、バイジュの配下にはほかならなかった²⁹⁶⁾。

テクシ等は、かねてからの手筈どおり晋王イスン・テムルをつぎのカアンとして担ぎ出し、もくろみどおり以前と変わらぬ、あるいはより高い地位を得た²⁹⁷⁾。しかし、それはつかの間におわった。行賞は油断をさせるためにすぎなかった。イスン・テムルはともかく、その下で兎にも角にも長らくモンゴリアの一切のきりもりをしてきた内史府を甘く見すぎていた²⁹⁸⁾。ダウラト・シャー率いる内史府は、ケルレン河のほとり、チンギス・カンの大オールドでの即位式が終了したあともあえてそこに留まり、さきに手のものを大都に送り込んだ。そして、もはや用済みとばかりに、シクドゥルたちに全ての汚名を押し付け、纏めて一瞬のうちに成敗、誅殺したのである。後世の史書に永久に書きつがれること確実、前代未聞の大っぴらなカアン暗殺について一切関与していないというポーズをとってみせる必要もあったが²⁹⁹⁾、何よりも傀儡イスン・テムルを操ってきた自分たちの立場を脅かす新たなライバルたちは、要らなかった。

大体おもなところを片付けてしまってから、新カアンと側近たちは肅々と大都にはいった。その動きを逐一克明に知っているかのごとく、ほとんど同時にチャガタイ・ウルスのカン、ケベクの使節団も、やや遅れてジョチ・ウルスのカン、ウズベクの使節団も大都に参上した（カインシャンの子コシラを保護するチャガタイ家の使節団は、至治元年末頃からチーターやソンコルの献上を名目に頻繁に来貢しており、とうじンディバラは、警戒のために居庸関北口と盧溝橋の軍備を固めている）。

泰定年間には、これらの二大ウルスに加え、フレグ・ウルスのカン、アブー・サイードとも頻繁な交流が見られ（コシラ本人との間でさえも何度か使者が往来している）、大元ウルスは、カインシャン以来の活気を取り戻す³⁰⁰⁾。じゅうらい、イスン・テムルの治世の評価は高くないが（『即位の詔』がモンゴル語直訳体で、翰林院によって雅文につくりなおされていないこと、『国朝文類』に泰定帝の治世の詔赦・制詔が収録されていないことなどが影響している）、すでに朝廷の経筵講義、出版、地方神の加封・祭祀といった文化事業においては、アユルバルワダ、シディバラ時代と同様、あるいはむしろより熱心に取り組んでいたこと、徐々にあきらかになりつつある³⁰¹⁾。

そして、じつは、勸農・救荒政策についても同様であった。『大元通制』の続編、すなわち泰定年間以降の制詔・条格・断例を集積する『至正条格』は、第一部分を形成する150の「制詔」を版木に刻さなかった。それゆえ、具体的な聖旨の内容や詔赦の条画——付帯条項から各政権の骨格たる政策をたどっていくことができない。『元史』の本紀も、おそらく担当の編纂官が『実録』・『経世大典』等の公牘をきちんと読まず、抽出すべきところ、日時の把握、要約が適当でなかったため、重複する記事が多い（全体的な傾向だが、とくにこの泰定帝の本紀がひどい）。そもそも大司農司という機関自体、泰定元年六月、五年正月という時点において確かに機能し、先農の祭祀も行われていること、メンバーも、都事のひとりに郭毅（奉議大夫／正五品下）なる人物がいたこと³⁰²⁾、丞をつとめていたのが劉徳温であったこと³⁰³⁾くらいしかなかった。しかし、さいきん利用が可能になったいくつかの同時代資料によって、新たな事実がいくつか浮かび上がってくる。

イスン・テムルは即位すると、財政の見直しのために、ただちに、国の予算による建設事業すべてをいったん休止させた³⁰⁴⁾。そして、工部に各地から提出された申請書をもとに継続の必要なもの、緊急性の高いものを迅速かつ慎重に検討、選別させたのである（中書省のスタッフは、その出先機関たる行省も含めてきわめて有能、財政手腕に長けていた）。そのさいにも、学校、農桑の重視という歴代カアンの基本方針はぶれることはなかった³⁰⁵⁾。

大元ウルスの米倉、食物輸送の要すなわち鎮江路にほど近い練湖とそこから水を引き込む漕渠水、平江路から松江府一帯の河道は大徳末年の工事で降ふたび泥が溜まってきていた。しかも、これ幸いとそのまま水田にして占有してしまう輩も多く、ますます排水機能が衰え、ひどい場合には海水が逆流する原因となっていた。そこで、土砂の除去作業や当該地の堤防、石造りの水門の修繕などに、多くの軍戸、作業船を駆り出し、短期集中で効率よく作業が

進められた。練湖・漕渠水の工事は、人夫の数一万三千五百、日当は米三升と中統鈔一貫（ジャムチの支給額よりはるかに多い）、泰定元年からわずか三ヶ月足らずで終了している。松江・平江の工事には、二万人が投与され、同じく日当米三升、中統鈔一両、さらに塩茶銭が支給されたという³⁰⁶⁾。

どちらの場合も現場で指揮をとったのは、江浙行省左丞のドルジバル、そして水利事業のプロ中のプロで蘇湖一帯を知り尽くすかの任仁発——大徳年間に都水監丞をつとめたあと、至大元年（1308）に嘉興路の同知に任じられたが、翌年には中尚院の判官として大都に赴き、通惠河・会通河の水門の修復にあたった。その功績により都水少監に昇進、黄河が決壊した汴梁・帰徳府一帯にて堤防設置に尽力するなど華北でも活躍した——であった³⁰⁷⁾。完成時には、イスン・テムルより銀一錠、表裏の緞子製（ナシジ）上衣二着を賜っている³⁰⁸⁾。

そして、いごも常時、湖と河道の管理・修繕をさせるべく、江浙行省左丞相のトゴン・ドラガンの熱心な嘆願によって、泰定二年（1325）閏正月二日、ふたたび都水庸田使司の設置が決まる（じつは、カイシャン時代にすでに中書右丞のボロト・テムルが再設置を上奏していたが、アユルバルワダのクー・デタによって頓挫したのである）。大司農司ではなく中書省が統括し、官庁は以前の平江路からあえて松江府に替え、水利事業に専念させるため、松江府の管轄下にあった貿易港上海と華亭の両県は、嘉興路の所属に移した。庸田使司の正使には密蘭^{ミラン}、張友諒³⁰⁹⁾が任じられ、齢七十にもかかわらず副使には特例で任仁発がなった。その下の僉事には李居仁が任じられた³¹⁰⁾。さいきん、任仁発がその情熱を注いだ水門跡が発掘され、とうじの高度な技術の一端があきらかとなり、大きな話題をよんだ³¹¹⁾。この庸田使司は、泰定四年に廃止の意見も出されているが、同年、杭州にほどこかい塩官州の海岸で二ヶ月に亘って発生した高波により防波堤が破損したさいには、トゴン・ドラガン等とともに迅速に大改修をはじめている³¹²⁾。

いっぽう、華北においても、泰定二年、黄河のたびたびの決壊に対処すべく、河南行省左丞の姚煒の申請によって、それまで都水監の支所——分監というかたちを改め、河南行都水監が特設される³¹³⁾。この姚煒こそ、誰であろう大司農司の設立、『農桑輯要』の編纂に大きく関わった姚枢その人のただひとりのこされた嫡子なのであった（ちなみにかれは、許衡の子、許師敬が編纂した経筵の教材、『皇図大訓』にはり合うかのように、クビライの嘉言善行を編集した書籍をカアンの座右に置くことを願いでている³¹⁴⁾）。

ほかにも、都水監・工部・肅政廉訪司が中心となって、迤北は清河と寇河が合流する咸平府付近の河堰の修復、大都の積水潭の護岸工事、通惠河上流の堤防の修繕が行われた。また、大興県一帯の桑・棗の田園に浸水した渾河や白河、大名路一帯を流れる御河、永平路の屯田の田植えを台無しにした灤河、河間路・真定路一帯を流れる滹沱河、山東の会通河など各水の堤防の修復、江南からの輸送を中断させかねない水門の工事など、耐久性も十分考慮しながら急ピッチで進められた（かのクビライ初期の大司農ブル・カヤの孫、廉恵山海牙も当時、都水監に属し、

会通河の修復にあたっている)³¹⁵⁾。かくして、カイジャンの死後、中断、先送りになっていた必要不可欠の工事が次々と再開され、着実に完成していった。

さらに、ひっきりなしに全国各地から報告されてくる水害、旱魃などの天災、とどめに本貫の地たるモンゴリアでの大地震の知らせをうけ、イスン・テムルは泰定二年閏正月一日、大赦の詔を発令する³¹⁶⁾。被災地への一年間の差税の免除などの手当てはもちろん、その列挙される条画のなかで、延祐二年、アユルバルワダによって江浙・江西・河南の三省で行われた田土の經理——有名な「延祐の經理」政策への批判をはっきりと言明し、その害を取り除くことを宣言したのである³¹⁷⁾。また、同月十四日には屯田の、九月一日には義倉の整備を命じ³¹⁸⁾、鬻爵の規定も定めるなど、つぎつぎ救荒への対策を講じていく³¹⁹⁾。なお、このころ、かのカルルクのダシュマン（成宗テムル、武宗カイジャン時代の司農卿）の長子、ヒンドゥ（仁宗アユルバルワダ時代の司農少卿）の兄、買奴（買奴も家族と同様、クビライ時代からずっとバウルチであった）を司農少卿に任じている³²⁰⁾。

既述の御史台の侍御史苗好謙が提出した排水法と区田法、江浙行省左丞の趙簡（経筵にも熱心であった）³²¹⁾ が泰定二年十月に提出した区田法の案も、さらにいえば至治三年八月から泰定三年五月まで浙東道宣慰使司の都元帥であった馬鑄の「救荒事实」（林萬里編）³²²⁾ も、そうした施策に応えようとしたものであった。『救荒活民類要』に見える苗好謙の言によれば、大司農司もいち早くクビライ時代以来数回にわたり頒行されてきた区田図本の小冊子を取り出して、周知徹底させるべく全国に配布していたらしい。なお、趙簡の提案は、さいきん影印本が公刊された『至正条格』条格二五「田令」【種区田法】に、箇条書きで収録されている。その内容は、苗好謙や『救荒活民類要』の「区田法」と、みな『農桑輯要』を参照することもあって、きわめてよく似たものである。兵部で検討されているので、軍戸による屯田で用いられたこと、容易に推測がつく。ほぼ同時期、中書省の発案で、海寇に苦しむ山東益都、しばしば少数民族が叛乱を起こしていた湖広に、モンゴル諸王のなかから宣靖王買奴と威順王コンチェク・ブカ（クビライの孫、鎮南王トゴンの子）が選ばれ、駐屯することになる。それにともない現地の官田を払い下げ、一人あた三頃の田地と牛、農具を支給、開墾を進めさせている³²³⁾。

区田法は乾燥地域に有効な農法だが、河南・陝西方面ではもはやそうした状況を通り越していた。泰定二年いご、ほとんど雨が降ることなく、大干ばつがつづく。泰定四年の科挙の会試では、当地の灌漑・救荒の法が出題されたほどであった³²⁴⁾。

泰定五年正月、イスン・テムルは宮殿に「蚕麥図」を描かせ³²⁵⁾、三日後には、全国にクビライ時代の「農桑旧制十四条」を頒布³²⁶⁾、勸農への意気込みを示した。ところが、やはり「蚕麥図」を描かせたシディバラと同様、かれもまた、大都郊外の柳林での巻き狩りの最中、まことに突然の「病」を得て、快方に向かうことなく、公式発表によれば、その年の秋七月十日、上都にて崩御したのであった。

度重なる政変の中で

泰定帝イスン・テムルの崩御と同時に、腹心ダウラト・シャーは、梁王王禪、遼王トクト等とともに、ただちにかれの子アリギバを次のカアンに立てた。いっぽう、大都にのこりクー・デタを画策していた旧カイシャン派、キプチャク集団の頭領エル・テムルは、アス、カンクリなどの親衛軍、チャガタイ家の傍流アラトナシリ王の協力も得て、ウバイドゥッラー、バヤンチャル以下、旧政権の中枢部を拘束、宮廷内を鎮圧した。そして湖広行省下の江陵に流されていたカイシャンの次男トク・テムルを擁立するべく（長男コシラは既述のごとく、はるかアルタイ方面にチャガタイ家とともにあった）、前の河南行省参知政事メンリク・トンアを向かえにやった³²⁷⁾。かれに便宜上与えられた肩書きは“大司農”であった³²⁸⁾。

同日、前の湖広行省の左丞相ベク・ブカ、右丞のウイグル速速をそれぞれ中書省の左丞相、左丞に、太子詹事タシュ・ブカを平章政事とするお手盛りの人事を行っていること（メンリク・トンアにも帰還後、大都留守のココダイとともに平章政事の地位が用意される）、現湖広行省平章政事であるウイグル王家のテムル・ブカ、泰定年間に当地に派遣されていた、かの威順王コンチュク・ブカ等がトゴン・テムルにすばやく呼応していること、同様に益都の宣靖王買奴を自軍に招聘していること、遼東からの攻撃を警戒し迅速に益都・般陽の海港、直沽の防備を固めていること、からすれば、この計画が相当長い準備期間を経たものだと、容易に推測される。上都側の動きをみてきたエル・テムルの弟サドゥン、息子のタンキシムも帰還、合流した。そして、ついにダウラト・シャーとエル・テムルの両軍は、居庸関一帯で相見え、大規模な戦闘が開始された。

とうしょは大都側が劣勢であったが、エル・テムルは、コシラ率いる援軍が南下しているという偽の使者まで仕立て、味方を鼓舞すると同時に、いずれに就くか様子見の諸軍勢を自軍側に引き寄せようとしたのであった。さらに、戦闘の真っ最中の九月八日より、大都側に与したモンゴル諸王、大臣たちの集うクリルタイが開催され、一三日、トク・テムルが「コシラが到着するまで」とジャルリクにおいて言明しつつ、大カアンの玉座に座る。これもまた作戦であった（ちなみに同日、都水庸田使司の廃止を決めている³²⁹⁾）。案の定、続々とモンゴル諸王が来朝、居庸関で防戦いっぽうであった大都軍は上都軍をつぎつぎに撃破しはじめ、結局、カサル王家のオルク・テムルによる上都急襲が決定打となって全面的勝利を収めた。

文宗トク・テムルは、十月、上述のタシュ・カヤを大司農に任じた（かれの家世は不明だが、翰林学士承旨として『経世大典』の編纂にもかかわっている）。メンリク・トンアはもちろんのこと、バイジュ、アユルバルワダ、シディバラ時代に中書平章政事にまでなりながらテムデルに追い落とされた王毅——おそらく皇慶年間に司農大卿だった王謙の兄³³⁰⁾やもうひとりのバイジュもほぼ同時期、この肩書きを得た³³¹⁾。バイジュはトク・テムルの第三皇子の扶育も命じられているから、相当信用されていたのだろう。ちなみに、アユルバルワダ時代の高官たちの名が

見えるのは、トク・テムルの正妻がコンギラト家のブダシリ（カイシャン、アユルバルワダと同腹の姉妹である魯国大長公主サンガラギの娘）であることも影響しているだろう。トク・テムルの治世を通じて、姑、叔母にあたるサンガラギへの気の遣いよう、大盤振る舞いは、異様ですらある。

さらに、その下の大司農卿には、とうしょキプチャク軍を掌握するチョングルの子オトチ・ブカが就いた。なんとかれは、ほかならぬエル・テムル、宣徽院使サドゥン等の同腹の兄なのであった。かれらの父チョングルは、トクトガの子、すなわちクビライのカラチ（黒クミス——馬乳酒の醸造者）³³²⁾であった班都察の孫で、カイシャンに付き従い、アルタイ、中央アジア方面での戦役に数々の軍功を立て、中書平章政事を務めるとともに、キプチャク衛を統括した。チョングルの兄のタイ・ブカは御位下のバウルチ、弟のユル・テムルは武衛親軍を統括するとともに大都屯田事も兼任した³³³⁾。もうひとりの司農卿は、司農少卿から昇進したカルルクの買奴である³³⁴⁾。

大司農丞には、アス族の出身で、仁宗のシュクルチ（祖父、父ともにシュクルチ）、シディバラの進酒バウルチ、トク・テムルのユルドゥチと、仕えるカアンが代わるとにケシク内の役職を転々とした異色のひと、ジャヤン・ブカになった。かれは、エル・テムルとともに上都軍を破るのに軍功があったという³³⁵⁾。

さて、カサル家のオルク・テムル等からアリギバのもっていたカアンの玉璽を受け取り、あらためて即位のセレモニーを行い、ダウラト・シャー、王禪等の処刑、アラトナシリ、オルク・テムル、エル・テムル等への賜与と、事後処理に怠りないトク・テムルであったが、もうひとつ、避けて通れない大問題を抱えていた。アルタイ方面から実兄コシラがチャガタイ家、カイシャンの旧臣たちとともに、モンゴリア高原の有力者を吸収しながら、ゆっくりとクビライ、カイシャンがかつて即位式をあげた上都めざして動きはじめていたのである。全てをお膳立てしてきたエル・テムルはもちろん、トク・テムル自身も、即位時のことばとはうらはらにカアンの座を譲る気は、さらさらなかった。そうでなければ、コシラを迎える使節団を何度も送るいっぽうで、わざわざことさらにブダシリを皇后に立てる大々的な儀式を行い、天下に詔赦を発令する必要などどこにもなかった。天曆二年正月、カラ・コルムの北でコシラがとりあえずの即位式を執行したこと、および統一クリルタイを開催する予定を聞きながら、またエル・テムルを当地に派遣しながらも、自分がかつて配流されていた潭州・瓊州・江陵・建康をそれぞれ「天臨」「乾寧」「中興」「集慶」といった美名に改めるなど、あきらかにカアンでありつづけるつもりでいた。

『農桑輯要』と『栽桑図』の重版命令も、まさにそうした時期に出されたのである。

トク・テムルは、五月二日、大都を出立、ゆっくりと約一ヶ月をかけて六月二四日、上都の六十里店へ至り、七月二日に三十里店に到着した（『文宗本紀』はほかの本紀に比べ、ほぼ毎日

の記事がそう詳しくは、この二箇月の行程の間は削除がめだつ)。いっぽう、コシラの一行は、八月一日、上都に近いオングチャドゥの地（カイシャンが建設をすすめていた中都）に到着、翌二日、トク・テムルとの対面を果たす。そこで、恒例どおり連日宴会が開かれたが、六日の深夜、コシラは突然身罷った。エル・テムル等による毒殺、カラチの本領發揮であった³³⁶⁾。完全に油断していたコシラ側は大混乱に陥った。エル・テムルは、その日のうちに玉璽を取り返し、トク・テムルとともにさっさと上都へむかって引き上げた。そして、約一週間後の十五日には、二度目の即位式をあげ、最終的な勝者が誰か、天下に知らしめたのである。この一連の顛末を、俗に「天暦の内乱」という。

泰定年間以来の全国各地の旱魃、蝗の大発生、局地的な豪雨による水害が相変わらずつづいていたが、さらにこの天暦・至順年間は、河北・河南・山東各地で桑・蚕の全滅が目立つ。しかし、国庫を開いて飢民に穀物・現金を分け与える、売官を承認するなど、受身の政策ばかりが記され、積極的な勸農、屯田開発、水利事業等の記事は不思議なほど、ない。湖広桂陽の長官たちによる『農桑撮要』『救荒活民類要』が出版された天暦三年／至順元年（1330）三月に、中書省からの申し出で、「通惠河や会通河、広済渠で各アイマクや寺観・権勢が勝手に堰を壊して水田や畑の灌漑に使ったり、水車を回したりすると、水深が運送に適さなくなるので、大司農司・都水監に厳しく取り締まらせる」聖旨が出ていること、陝西は奉元路付近の洪口渠、山東曹州の魏家堂口の堤防の破損に対して応急処置をおこなっていることくらいである³³⁷⁾（ぎゃくに大法会の開催、仏寺への寄進、寺観の建設ばかりが目立つ。もはや祈るしかなかったのか。のち至順三年正月になってようやく、城郭・河渠・橋道・倉庫の建設作業を優先する聖旨が出されるが、舌の根も乾かぬうちにモンゴル諸王、高官たちの大邸宅の建設命令をつぎつぎ出している）。

ところで、ちょうどこの時期、大司農卿にカラ・バトゥ³³⁸⁾の名を確認することができる。天暦二年五月の段階で礼部尚書、奎章閣捧案官に任じられたカラ・バートルと同一人物なら、カイシャン時代の右丞相サンバオヌ（サムボドゥ）の息子で、トク・テムルのユルドゥチである³³⁹⁾。また、大司農には、あらたに張金界奴が加わっている。張九思（裕宗チンキムの腹心で、成宗テムル時代は中書省平章政事をつとめた）と唐氏（タングトの翰林学士承旨トインの姉）のあいだに生まれた。金界奴は、ほかに奎章閣都主管工事・大都留守・内宰隆祥総管府総管・提調織染雜造人匠都総管府事・兼領中興武功庫事³⁴⁰⁾の肩書きをもつ。アユルバルワダ時代からカアンハス・フイの薬膳料理を担当する忽思慧、常ブラルギ等の編纂にかかる『飲膳正要』の校正を担当したことで知られる。同書巻二「鄒店水」では、至大の初め、ブラルギとともにカイシャン、ダギに茶を煎じた逸話が掲載されており、金界奴自身がバウルチもしくはシャルバチであった可能性はきわめて高い。なお、司農丞は、後至元二年五月までダカイなる人物がつとめていたようである³⁴¹⁾。

『農桑輯要』、『栽桑図説』の頒布から数ヶ月後の至順三年八月、文宗トク・テムルは、上都

で亡くなった。ブダシリ^{カトン}皇后はすでに夫の在世中から母サンガラギとともに権勢をふるっていたが、ここで確実に、かつての祖母ダギと同様、垂簾聽政を狙った。権臣バヤン（メルキト族）と手を組み、ささやかな内輪のクリルタイを開催、エル・テムル等の反対を押し切り、夫の「遺言」としてコシラの二人の息子のうち、わずか七歳の幼児イリンジバルを擁立する。ところが玉座に就けて一ヶ月余りで急逝（おそらく自然死ではない）、こんどこそ、とエル・テムルはトク・テムルの子エル・テクズを推す。コシラのちょくせつの下手人であるエル・テムルにしてみれば、遅かれ早かれ、おのれに復讐する可能性の高いトゴン・テムルを認めるわけにはいかなかった。双方が引かず月日ばかりが経つうち、こんどはエル・テムルがまことに都合よく急逝した。至順四年六月、十三歳のトゴン・テムルが次のカアンとなった。その即位の聖旨では、「今、皇太后（ブダシリ）は大臣エル・テムル、バヤン等を召し」云々と、あたかも二大巨頭の同意を得ての推戴であるかのような一言が入れられた。もとより、トゴン・テムルのことばではない。

バヤンは、右丞相として、サドゥン、タンキシシュを抑える位置に立ち、そのごまもなくエル・テムルの娘でトゴン・テムルのカトンとなっていたバヤウト氏を幽閉、ついで、タンキシシュ、ダラカイ兄弟も謀反を企てたとして、エル・テムルの血脈を一気に葬り去った。そして、左丞相を補充することなく文字どおり専制政治をはじめた。トゴン・テムルがあいかわらずブダシリとバヤンの傀儡なのは、元統三年／後至元元年（1335）の七月に出された「旧エル・テムル派の一扫を寿ぎ、バヤンにダラガン号を与える」聖旨、前後に何度も出された皇太后に尊号を奉る聖旨、文章をみればよくわかる³⁴²⁾。ちなみにこのとき、付帯条項のひとつとして、飢饉に備え大司農司の管轄のもとに、大元ウルス全域の“社”はみな義倉をひとつずつ設けておくよう、指令が出た³⁴³⁾。また、同年十一月、クビライ時代への回帰をうたい再び“至元”への「改元の詔」が出されたさいには、常平倉の設立が命じられた³⁴⁴⁾。

こうした政変、激しい人事異動のさなかにあって、ブダシリ皇后のスタッフで、トク・テムル時代とかわらず大司農の職にあったタシュ・カヤは、大尉の肩書きをもらい中書省の顧問に加えられてさえいる³⁴⁵⁾。さらには、都水監、屯田でつくられた飼葉・秣等の支給や鞍など皮革製品の出納を担当する度支監の統括も任されたのであった³⁴⁶⁾。

ところで、『元史』の「順帝本紀」は、それ以前の本紀とことなり『実録』が存在せず、洪武帝の命を受けた編纂官たちが各地で採録・収集した拓本・文書・筆記等、さまざまなレヴェルの資料に依拠するため、きわめてラフで断片的なものにとどまる。そこに記される記事と記事の間に何らかの脈絡を求めるといことは、ほとんど不可能に近い。

たとえば、元統三年／至元元年の正月には、

廉訪司に申命して郡県の勸農官の勤惰を察せしめ、大司農司に達して以て憑りて黜陟せしむ³⁴⁷⁾。

とある。じつは、この条、大司農司の上奏により、いご農事を担当する官員の任期満了時に作成される解由状（業績報告書・勤務評定書）は、肅政廉訪司の官がチェックしたうえで、正本を作成、纏めて中書省の吏部に送付申告し、そこから関連書類一式を大司農司にまわし、人事異動を決めるという手続きに変えるよう、聖旨で確認されたことを意味する。これは、『至正条格』の関連記事をみてはじめて理解が可能となる³⁴⁸⁾。

ちなみに、このあらたな方法は、つぎの遷転時期（三年一期が原則である）の直前になると、欠陥が露わになり猛反発をよぶ。さきに肅政廉訪司を経由すると解由状の発給までに時間がかかり事務処理がスムーズに動かないというのである。行省は「とりあえず行省で解由状を作成、吏部に送ったあと、各道の肅政廉訪司がチェックする」従来の方式に戻すようせまった。いっぽう肅政廉訪司の上部機関である御史台も、「吏部から大司農司に解由状をまわし、大司農司が各道の肅政廉訪司がもともと送付・報告してある『農桑冊』と照らし合わせて人事異動を決める」——ようするに最終チェックを大司農司に丸投げする方式を提案した。おもしろいのは、この討議にあたって、兵部が主催者となり、吏部・刑部・大司農司を召集していることである。それらの案では大司農司の事務負担があまりにも過重であること、各地の風土はみな異なるうえ、じゅうらい『農桑冊』が提出されていない地域もあることを鑑み、最終的には『農桑冊』の改良・充実で落ち着いた。すなわち、廉訪司の派遣員が地方巡察のさいに郷村にいたるまで綿密な現地調査を行い、田疇・水利・学校・農桑などの状態を一々点検、報告書まとめて提出し、各地の廉訪司がそれらを参照しやすいように整理・要約しなおして製本したものを大司農司に提出することになったのである（この少しあと後至元五年の正月に、『農桑輯要』『栽桑図』の重刊が決定される）。

前節でも述べたが、『元史』の編纂官の抜粋の仕方は、最悪である。もうひとつ例をあげておこう。『元史』の本紀は、後至元二年の正月に、トク・テムルの即位時に廃止されてしまっていた都水庸田使司が成宗テムル時代と同じく平江路に置かれた、という³⁴⁹⁾。ところが、そのあとの後至元五年の十二月の条にいきなり“復た都水庸田使司を平江に立つ”ともいう。この間、当該機関が廃止されたという記事はない³⁵⁰⁾。そして言い訳がましくそのあとに“先には是れ嘗て置き而して罷む。是に至りて復た立つ”と述べる。『元史』巻九二「百官志八」《都水庸田使司》も「本紀」の二つの記事を単純につなぎ合わせ、“至元二年正月、置都庸田使司于平江、既而罷之。至五年、復立”と解決する。しかし、『東維子文集』巻十二「新建都水庸田使司記」³⁵¹⁾、『吳中水利全書』巻十八に収録される孫鼎の『松郡水利志』、『洪武蘇州府志』巻三「水利」などをみると次のような疑念がわきあがる。すなわち後至元二年には、都水庸田使司の復活が要請されただけのことであり、江浙行省左丞相キプチャクタイ、監察御史等の再三の上申の結果、後至元五年に裁可の聖旨が下され、ことがじっさいに動き出したのは、じつは至正元年にはいつてからではないか、と。

二世、三世の大司農司

というのも、後至元六年二月、ふたたび朝廷をゆるがす大事件がおきていた。なんと今度は、トゴン・テムル自らが御史大夫のマジャルタイ等と手をくみ、バヤンを失脚させたのである。そして、そこには、また大司農のタシュ・カヤがからみ、うまくたちまわっていた（このころ大司農として愛牙赤の名も確認される³⁵²⁾）。さらに、トゴン・テムルは、聖旨において「バヤンがブダシリとエル・テグズを軽視した」ことを罪科のひとつにあげていたにもかかわらず、その舌の根もかわかぬ六月には、「オルク・ブカ、メンリク・トンア等が父コシラを暗殺した」ことをいい、つづけて「ブダシリが最初イリンジバルを擁立、バヤンと組んで自分をないがしろにし、太皇太后の号を僭称した」ことを非難した。そして、父コシラを殺した文宗トク・テムルの位牌を壊し撤収、ブダシリとエル・テグズに対し、それぞれ東安州、高麗へ流刑処分をくだしたのである。聖旨にエル・テムルの名前があえてのぼされなかったこと、一月たたぬ間にエル・テグズを殺害させたこと、マジャルタイではなくトクトが中書右丞相となったことなどは、トゴン・テムルの一筋縄ではいかないしたたかさをうかがわせる。十月には、父コシラに「順天立道睿文智武大聖孝皇帝」の尊号を追贈し、いご、みずからが傀儡などではなく、真の大カアンとして立つことを天下に知らしめたのである。さらに正月、あらたな門出を祝って“至正”と改元した。

そして、翌年二月、『農桑輯要』『栽桑図』ができあがり、各官庁に頒布される。トゴン・テムルの溢れる自信をあらわすかのように、『至正条格』、『六条政類』など、つぎつぎと国家出版物の編纂・頒布が進められ、黄河の治水事業などにも目をむけはじめる。

遼・金・宋三史の編纂・出版が進められていた至正四年には、枢密知院の斂住を大司農に任命、翌年には、おそらくかれの希望を容れてのことだろう、僉枢密院事から中書参知政事になったばかりの韓元善が補佐役の大司農卿に拔擢されている³⁵³⁾。ふたりのほかに、至正六年閏十月二十五日の段階で確認される陣容は、

大司農^{ナカチュ}納哈朮・桑哥^{サンカシリ}失里，大卿^{ハイダル}海答兒・図刺帖木兒^{トゥラテムル}，少卿^{ミールムハンマド}密邇謨蘇麼，司丞^{バイジュ}拝住・王格，
經歷^{クチュテムル}曲出帖木兒，都事^{トイン}脱因³⁵⁴⁾

であった。明年二月二十一日の段階でもこのメンバーに変化はなく、さらに大司農として呉秉道が確認される。サンガシリは、延祐六年に司農だったサンガシリとおそらく同一人物³⁵⁵⁾。ミール・ムハンマドは、元統元年十二月に回回司天監から異動して嘉議大夫秘書太監（従三品）をつとめていた人物³⁵⁶⁾、バイジュも十中八九、泰定四年から秘書監丞（従五品）であったその人だろう。というのも呉秉道は泰定二年から秘書卿（正三品）を経験しており、さらにトップの斂住と同じ名前が、延祐七年に着任した秘書太監に見出されるからである。斂住は、アユルバルワダ時代の大司農クチュの孫だろう³⁵⁷⁾。クチュ・テムルの名も『秘書監志』の題名に見えるが、それによれば、かれはウイグル出身、十数年後の至正二年（1362）の段階でも大司

農司丞にとどまっている³⁵⁸⁾。先刻のダカイといい、大司農司と秘書監の密接な関係がうかがえる。

ひるがえって、この至正六年には、失脚したバヤンの大邸宅を大司農司の官庁として使用することが決定されている。じつは、大司農司は、モンゴル諸王・貴族から没収した土地・邸宅の管理もまかされていた。天暦年間以降の激しい政局の動きにともない頻繁に行われた邸宅の没収、賜与を考えれば、大司農司は、きわめて大きな権限をもったことになる。それはともかくとして、翌年の二月、無事移転が終了すると、聖旨によって大司農司のために、柿落とし、許有壬が文を撰した碑の除幕式が行われた。すでに用意されていた宋褰の題名記もこのとき碑にされたものと思われる。この題名記の下段もしくは碑陰には、歴代の司農司官のリストが刻まれていたはずだが、残念ながら現存しない。至正八年には、斂住が、みずから同じカルルクの出で、代々大司農司において尽力してきたダシュマン一家の顕彰のために勅建碑を二件、トゴン・テムルに願ひ出た。

また、大司農司が装いをあらたにしていくこの時期、さらにふたりの大司農が確認される。ひとり、タシュ・テムル。カイシャンの即位に大きな役割を果たしたカンクリ族トクトの子である。至正六年まで大司農をつとめており、そのご江浙行省平章政事、大司農、湖広行省平章政事、大司農と、一年ずつ忙しく動いた。湖広行省への派遣は、沅州路・靖州路・郴州路・桂陽路などの地でしばしば叛乱を起こす少数民族の鎮圧が目的であった³⁵⁹⁾。まさに、かのテジュ——魯明善が赴いた地である（ちなみに、至正九年、司農少卿として、江浙行省參知政事であったウイグル貴族の僕哲篤^{モサフド}が呼び戻されている³⁶⁰⁾）。かの地ではもともと屯田が盛んに行われていたが、元統二年（1334）には、湖広黎兵屯田万戸府を設立、十三箇所の千戸集団（それぞれ別に現地人の屯戸五百を有する）を統括、現地人に田土・牛・種・農器を支給、農業指導を行い、徭役を免除するなど、地域の安定化を狙いとする政策もとられており、そうした意味でもタシュ・テムルは適任であった。後至元二年（1336）に辰州路総管府が官ではなく民にも『農桑輯要』を頒布すべく重刊していることも思い合わされる。

ひるがえって、もうひとりの大司農は、文官としては最高位の開府儀同三司の肩書きをもつトゥレル・テムル。トゴン・テムルの第三ケシク^{トウレルテムルケシク}の責任者であることからわかるように、ジャライル国王家、それもかのバイジュの息子である³⁶¹⁾。トゥレル・テムルという名は文宗トク・テムルが与えたもので、もとの名はヤナシリ。父、バイジュの神道碑もまさにこの至正八年の正月、トゴン・テムルの聖旨のもとに立てられた。ここにきてとつじょ大司農司がクローズアップされるのは、ひとつにはトップにトゥレル・テムルを迎えるがゆえだったのだろう。

ちなみに、山東は曲阜の顔子廟にいまなお立つ美碑にはつぎのように刻まれている。

元統二年（1334）正月二十六日、篤^{トウレルテムルケシク}怜帖木兒怯薛の第二日、延春（閣）[閣]の後ろの咸寧

殿裏有る時分に、速古児赤の馬扎児台大夫・羅鍋・汪家奴、宝児赤の怯薛官篤恰帖木児、云都赤の別不花、殿中の喃忽里等有る来。伯顔太師秦王右丞相・撒敦答剌罕荣王太傅左丞相が一処に商量し了……³⁶²⁾

トゥレル・テムルは、ブダシリ皇后のもとへつれてこられたばかりのトゴン・テムルのバウルチとなった。状況からして、トク・テムル時代のケシクからそのまま横滑りしたとみていい（ムカリ以来の名門、ジャライル国王家の血は、それほどまでに尊重されていた³⁶³⁾）。だからこそ大司農の前に宣徽使もつとめていたわけだろう。であれば、父のバイジュもほぼまちががなくアユルバルワダ、シディバラのバウルチだったのだ（ジャライル国王家は、歴代、バウルチとコルチの担当が多い）。大司農司の長には、カアンのバウルチもしくはシャルバチが就くという原則は、ボロト以来、守られつづけていたことになる（バイジュがボロトと同様、宮廷儀式の整備に熱心だったのも、このバウルチという職掌ゆえであった）。そうしたシステムは、虞集がかつて

国家の制は、おしなべて禁近の臣が、服御・弓矢・食飲・文史・車馬・廬帳・府庫・医薬・卜祝の事に分け、皆、これを世襲で守ってきた。才能を見出されて任務を授けられ政治に参画しても、ひじょうな高位高官であっても、一日公務から帰ってオールドにもどれば、もとどおりケシクのしごとをするのである。子々孫々に至るまで改められることはない。きわめて親密で信頼の厚い者でなければ、ケシクの仕事には与れないのだ。チンギス・カン以来、旧金朝・南宋の官吏の家は、モンゴルの伝統を習っているが、お側に出入りするようになって、「モンゴル」の一員に擬せられるまでになるのは、ひじょうに少ないと思われる。

と簡潔に述べたとおりであった³⁶⁴⁾。逆にいえば、ケシク制を理解し、血縁・姻戚関係をきちんと押さえていかないかぎり、たとえ中国歴代王朝の伝統的な官職名を掲げていようと、この時代の各機関の実態、統廃合、各人の履歴等のほんとうの意味はあきらかにならない、ということである。冒頭に述べたように、「百官志」は表面上の姿、それも一部分しか写していない。たとえばフレグ・ウルスでの各官庁のありかたと比較・検討しながら、一つ一つ再構築していくよりほかはないのである。

四. 結びにかえて——『事林広記』が語ること

苦難のすえに名実ともにカアンとなったトゴン・テムルではあったが、その意欲はながつづきしなかった。大司農司のありかたも、至正十年頃から大元ウルスのゆらぎとともに大きく変化していった。『農桑輯要』の頒布の記録は、いまのところ至正二年以降には見出されない。したがって、ここでは、別の視点からこの時代の農書の歴史をながめ、結びにかえることで小結、としたい。

後至元二年（1336）、湖広行省下の辰州路総管府で重刊された『農桑輯要』の後序は次のように述べている。

累朝、^{すて}已に中外に頒降すると雖も、而るに有司は家諭・戸曉すること^{あた}能わず、往々にして高閣に之を束ね、致すに有用の書を使て置き而無用の書と為さしむは、甚だ導民・厚生^もの意に非ず。今、刊板印書して農民に給付し、務本を知ら^し使め以てその伝を広めん。若し農は其の功を尽くし地はその利を尽くすこと^{あた}能わば、家に獲ま^え俾め人に給し、是れ^{ようや}漸く礼儀の道に資し、聖朝の^{じんみん}黎元を敬愛するの美意に^{そむ}負かざらん。覽る者は^み勉め^{つと}焉。

肅政廉訪司や各路の官庁に送付された『農桑輯要』の大字本のテキストは、指導用であり、いっばんに閲覧は容易ではなかった。各地で覆刻、重刊本、携帯に便利な小字本などが刊行されたが、とうじ、その書名と内容をもっとも広く知らしめたのは、絵入りの百科事典、『事林広記』だろう（この書物は、商人や僧侶の手によって果ては日本にまでもたらされ、南北朝、室町時代の貴族、五山僧たちに愛好された）。

『農桑輯要』が江南の情報を仕入れるのに使用した陳元靓の『博聞録』はもともと十巻仕立ての地味な書物であったが、大元ウルスの南北混一後、最新の情報をふんだんに加え、至元二三年（1286）頃までに、まず『新編分門纂図博聞録』という挿絵入り、甲～癸の十集構成のテキストに仕立て直される。大徳年間頃から『事林広記』という名でも売り出されるようになり、頻繁に増補、改訂版が出された。ただし、「農桑」の記事は、みな『博聞録』時代のままであった。『事林広記』の中でもっとも古いかたちをとどめるとされてきた江戸時代の重刊本——泰定二年刊行のテキストにもとづく——の庚集卷四「農桑門」、辛集「獸医集驗」がそれを証明していた。さらに、ごくさいきん、対馬の宗家と比叡山延暦寺の恵心院の旧蔵書から、それぞれ大徳年間から延祐年間頃の状態を示す『事林広記』の元刊本と写本がそれぞれ再発見されたが、そこでも「農桑類」は、『博聞録』のままだった³⁶⁵⁾。同時に、それらの発見によって、まさにこの大徳年間、王楨が『農書』の編纂時に参照した『事類全書』なる書物も、『博聞録』が姿を変えたものであったことが、確認されたのである。『事類全書』という書名から連想されるように、おそらくそれは『居家必用事類全集』（現存の元刊本は、『史学指南』を引用するので大徳五年以降の編纂）とも無関係ではなかった。

至順年間、福建は建安の西園精舎、椿莊書院が刊行した二種類の『事林広記』にいたって、記事が全面的に差し替えられ、“新增”記事として『農桑輯要』の抜粋が収録された。巻頭には、王磐の撰した序文が掲げられ、あらたに「耕穫図」——“平糶倉”の文字も見える——一葉、「蚕織図」一葉を挿入する。

その二枚の絵図の登場は、延祐年間、趙孟頫がかかわった「農桑図」、「耕織図」絵巻、苗好謙の『栽桑図説』の刊行、シディバラ、泰定帝イスン・テムルがそれぞれ鹿頂殿の壁面に描かせたという「蚕麥図」と軌を一にするものであった。

また、やはり『事林広記』とかかわりの深い類書、『翰墨全書』のいくつかのテキストでも、「人品門・農」《文類》に、熊禾の「農桑輯要序」を収録する。つまりちよくせつには建安の県丞の張某が重刊したテキストが参照されたのだ。『翰墨全書』は、まず大徳十一年頃に編纂され、泰定年間に再編集、一部増訂されたことがわかっている。

以上は、『農桑輯要』が類書の世界に登場し、人口に膾炙するようになった時期がいつごろなのか、示唆するものといえよう。

では、至順年間以降に刊行された『事林広記』では、農桑の情報はどうなったのか。

洪武二五年（1392）に梅溪書院から刊行されたテキストをみてみよう。「農桑類」にはまったく変化はみられず、『農桑輯要』の抜粋が麗々しく挙げられている（その状況は明代を通じて同じである。これにかわる農書はついにあらわれなかったのである）。そのいっぽう、「花卉類」「果実類」「竹木類」には新しい情報が加わっている。しかし、この「花卉類」の【栽種花法】【接花法】【澆花法】【催花法】【養花法】【染花法】【花木宜忌】、「果実類」の【種果木法】【接果木法】【脱果木法】【治木法】【果木雜忌】、「竹木類」の【種竹法】は、じつは、『永樂大典』卷一三一九四にまとまって佚文がのこる呉懌『種芸必用』および張福『種芸必用補遺』とほぼ一致する。じゅうらい、この二書は『農桑輯要』を補う農書として評価が高く、『種芸必用』は宋代の農書として扱われ、補遺の著者は太宗オゴデイからモンケ時代に済南鎮撫鈴轄であった人物に批定されてきた。その当否も含め、こんご再考の余地があるだろう。

（完）

付記 本稿は、文部科学省科学研究費補助金（若手研究 B）による研究成果の一部である。

註

- 267) Rashīd al-Dīn, Fazl-Allāh Hamadānī. *Jāmi' al-Tavārikh*, MS. Istanbul, Topkapı Sarayı Müzesi, Kütüphanesi, Revan 1518. 212a.『元史』卷二三「武宗本紀」[至大二年九月己亥]、卷一三四「迦魯納答思伝」
- 268) 散曲作家、『孝経直解』の著者として知られるセヴィンチュ・カヤもほぼ同時期、父、貫只哥の名をとって貫を苗字とし、貫雲石と名乗った。ちなみにテジュにも音楽の才があり、『琴譜』八巻をものしている。
- 269) 『道園類稿』卷四三「靖州路達魯花赤魯公神道碑」
- 270) 『元史』卷一〇〇「兵志三」《河南省省所轄軍民屯田・芍陂屯田万戸府》、『嘉靖寿州志』卷二「泉井潭澗」「白龍潭」【禱雨碑記】によれば、皇慶元年十一月より安豊路の総管には、安石馬歹が着任している。
- 271) 『至正集』卷四九「暢公神道碑銘」

- 272) 蔡文淵「大元故太傅録軍国重事宣徽使領大司農司太医院事鉄可公墓誌銘」，喬達「薊州平谷県大興隆禪寺創建經藏記」碑陰「平章門下見字一代」（『平谷文物志』民族出版社 2005 年 116 - 118 頁）
- 273) 『光緒太平府志』卷三七成功允「太平路魯総管徳政碑」，『吳文正公文集』卷四五「蛾眉亭重修記」
- 274) 泰定二年（1325）の段階で，衢州路のダルガは赫スである。『民国衢県志稿』卷十八「碑碣志三」【元泰定侍郎鄧文原撰郡城隍廟記】
- 275) 『至正条格』断例卷六「職制」【受要拝見錢】
- 276) 『元典章』卷四六「刑部八・諸贓」《取受》【贓罪条例】，【定擬給沒贓例】，【五品官犯罪依十二章行】
- 277) 『国朝文類』卷五九姚燧「湖広行省左丞相神道碑」，『道園学古録』卷二四「昌王世勲之碑」，「薊州平谷県大興隆禪寺創建經藏記」
- 278) 『救荒活民類要』「救荒二十目・鬻爵」，『元史』卷三四「文宗本紀三」[至順元年二月丁亥]，[閏七月戊申]，卷九六「食貨志四」《入粟補官之制》
- 279) 『道園類稿』卷四六「靖州路総管捏古台公墓誌銘」によれば，モンゴル族のネグデイ氏のクシダルはカサル王家の投下領である般陽路下の州県，信州路永豊県のダルガをつとめ，その子のシリヤトゥス（一時，江南行台の監察御史をつとめたトレトゥの父）は，テジュと同様，江西行省の理問所相副官をつとめたあと，同知州路総管府事，靖州路総管府兼管内勸農事となっている。したがって，テジュの赴任先自体，ウイグルのコネクションのほか，カサル王家，あるいはそれと縁故の深いタングト王家との関係によって，そして当地での屯田における貢献を期待されて定まった可能性もある。
- 280) 『涵芬楼燼余書録』「子部・農桑撮要不分卷」
- 281) 『南廬志経籍考』卷下が集慶路学のテキストを“農桑撮要六卷”とするのは，明らかに誤り。“延祐三年刊”も，張梈の序文から導き出した延祐元年を書き誤ったものだろう。なお，58 枚あった版木は，嘉靖年間頃には，紛失等により 30 枚にまで減っていた。
- 282) 『鉄琴銅劍楼宋金元本書影』に元刊本とされる一葉（8 行×15 字）が収録される。
- 283) この延祐四年には，クビライ時代に巡行勸農使，司農少卿をつとめた高天錫の子タシュ・ブカも大司農に選任されているほか，延祐六年には，東平学派の曹伯啓や，成宗テムル，カイシャンのカトンに仕えたパウルチ林賢も司農丞に任じられていること，が確認される。延祐六年に確認される鄭司農は，皇慶元年から延祐元年にかけて秘書監丞（正六品）より秘書太監（従三品）に一気に昇進した鄭乞答台か。『元史』卷一五三「高宣伝」，『滋溪文稿』卷一〇「元故御史中丞曹文貞公祠堂碑銘」，卷二一「元故承德郎寿福院判官林公墓碑銘」，『秘書監志』卷九「題名」
- 284) 『至正集』卷七四「農桑文冊」“延祐七年四月大司農司奏奉聖旨節該：廉訪司為農桑兩遍添官，交依旧管行，每歲攢造文冊，赴大司農司考較”。
- 285) 『元史』卷二七「英宗本紀」[至治元年夏四月戊辰]，卷一三六「拝住伝」
- 286) 『元史』卷二七「英宗本紀」[至治元年十一月丙申]，卷二八「英宗本紀」[至治二年三月己丑]，『国朝文類』卷一八李昉魯翬「駐驛頌」，卷二四元明善「丞相東平忠憲王碑」。『民国新城県志』卷一五「地物篇八・金石一」《東平王安童碑》によれば，元明善の撰に係るこの巨碑は，文革以前には新城県の西北三十里に聳えたっており（高碑店という地名はおそらくこれに由来する），碑陰にはモンゴル語が刻まれていた（『攢古録』卷十九によれば，少なくとも碑陽は“乾隆中，某制府毀為他用”とされる）。ただし，とうじの政治情勢が色濃く反映されているのだろうが，大

- 徳七年にすでに立碑の聖旨がくだされていたことになっており、しかもじっさいの立碑は後至元年十二月とされる。この点については、『金華黄先生文集』巻二四「中書右丞相贈孚道志仁清忠一德功臣太師開府儀同三司上柱国追封鄆王諡文忠神道碑」も参照。そもそも、延祐四年九月四日の段階で、聖旨により『東平王世家』三巻を編纂させ国家出版させていること、しかも錢大昕の『十駕齋養新録』巻一三「東平王世家」「聖武親征録」が指摘するようにとうじのジャイル国王たるドロダイの系統ではなくアユルバルワダのケシク長をつとめるバイジュの血筋をわざわざ顕彰していることの意味は、モンゴル帝国史の脈絡の中でもっと追求されてしかるべきだろう。
- 287) 『元史』巻二七「英宗本紀」[延祐七年十月丁未，戊午，丙寅，十一月丁丑，辛巳，甲辰，十二月辛未]，[至治元年春正月丙戌，五月辛丑，秋七月庚辰，十一月庚寅]，巻二八「英宗本紀」[至治二年春正月丁丑]，巻七四「祭祀志・宗廟上」，『程雪樓文集』巻二五「古輦図」，『道園學古録』巻一九「曾巽初墓誌銘」，『申齋集』巻一「送曾巽初進郊祀鹵簿図序」，『王忠文集』巻一七「跋至治鹵簿詩」。
- 288) 『元史』巻二八「英宗本紀二」“[至治二年八月] 戊寅，詔画蚕麥図於鹿頂殿壁，以時觀之，可知民事也”。
- 289) 『至正条格』断例巻七「戸婚」【屯田賞罰】
- 290) 『至正条格』条格巻二七「賦役」【差役不許妨農】
- 291) 『元史』巻二八「英宗本紀二」[至治二年十月己丑]，[十一月己亥]，『国朝文類』巻九袁桷「命拜住為右丞相詔至治二年十二月」
- 292) 『元史』巻二八「英宗本紀二」“[至治二年十二月] 丁卯，中書平章政事質驢罷為大司農”。このほか、『永樂大典』巻二〇四二四に引用される『太常集礼』は，至治元年八月の段階で，大司農に買住，三閭の兩名がいたことを伝える。なお、『清容居士集』巻十八「封龍山書院増修記」によれば，同じ至治元年の段階で，数学・科学者として名高い李治の曾孫，李慎言が大司農司の事務担当に配置換えになっている。
- 293) 『国朝文類』巻二三元明善「太師淇陽忠武王碑」。カイシャンの腹心であった父のオチチュル，異母兄のアスカン等は，アユルバルワダ，テムデル等に殺されている。この事件および南坡の変，泰定帝イスン・テムルの即位については，杉山正明「大元ウルスの三大王国——カイシャンの奪権とその前後——（上）」（『京都大学文学部研究紀要』34 1995年3月）に詳しい考証がある。
- 294) 『憲台通紀』は，『元典章』や『南台備要』とことなり，至治元年，至治三年正月に，テクシが御史大夫に任じられた記録を意図して収録しない。シディバラたちが，新政，旧テムデル派の徹底的な肅清をはじめる段階であてなされたこの人事，じつはテクシの多岐にわたる権力をそぎ落としていくための計画であった（しかもその聖旨においてシニカルに「振挙台綱」「整治台綱」とうたう）。
- 295) 『元史』巻一三九「朶兒只伝」も“初，朶兒只為集賢學士，從其從兄丞相拜住在上都。南坡之變，拜住遇害。賊臣鐵失・赤斤鐵木兒等并欲殺朶兒只，其從子朶兒只班方八歲，走詣怯薛官失都兒求免，以故朶兒只得脱於難”と証言する。シクドル・ケシクのメンバーについては『秘書監志』巻五「秘書庫」《玉寶四類》参照。シュクルチをテムデルの子の八思吉思院使がつとめ，鎖南院使，朶歹承旨，欽察歹知院等がシディバラを取り巻いている。
- 296) 『元史』巻二八「英宗本紀三」“至治三年八月癸亥，車駕南還，駐蹕南坡，是夕，御史大夫鐵失・知樞密院事也先帖木兒・大司農失秃兒・前平章政事赤斤鐵木兒・前雲南行省平章政事完者・鐵木迭兒子前治書侍御史鎖南・鐵失弟宣徽使鎖南・典瑞院使脱火赤・樞密院副使阿散・僉書樞密院事章台・衛士秃滿及按梯不花・孛羅・月魯鐵木兒・曲呂不花・兀魯思不花等謀逆，以鐵失所領

- 阿速衛兵為外応，鐵失・赤斤鐵木兒殺丞相拝住，遂弑帝於行輦”，『元史』卷二〇七「逆臣伝」
- 297) 『元史』卷二九「泰定帝本紀一」“〔至治三年九月〕辛丑（12日），以馬某沙知樞密院事，失禿兒為大司農”。
- 298) ダウラト・シャーは，はやくからわが子ハサンをバイジュのケンクにもぐりこませ，機密収集につとめる周到さであった。
- 299) バイジュの息子ダルマシリに，宗仁衛親軍都指揮使を継がせてさえている。
- 300) 『元史』卷二七「英宗本紀一」〔至治元年十二月甲子〕，卷二八「英宗本紀二」〔至治二年二月壬子，壬戌〕，〔至治三年二月辛卯〕，〔六月乙酉〕，卷二九「泰定帝本紀一」〔至治三年十一月壬寅，甲寅〕，〔十二月壬午〕，〔泰定元年春正月丁未〕，〔二月甲戌〕，〔三月癸丑〕，〔四月甲子〕，〔六月己卯〕，〔十一月癸巳〕，〔泰定二年春正月壬寅〕，〔五月辛未〕，〔十一月戊申，壬申〕，〔十二月癸未〕，卷三〇「泰定帝本紀二」〔泰定三年正月壬子〕，〔五月甲辰朔〕，〔六月癸酉朔〕，〔秋七月戊午〕，〔八月丁酉〕，〔九月戊辰〕，〔冬十月庚子〕，〔十一月辛亥〕，〔十二月丁丑〕，〔泰定四年三月辛亥，丁卯〕，〔秋七月乙丑〕，〔九月壬戌〕
- 301) 拙著『モンゴル時代の出版文化』（名古屋大学出版会 2006年1月），同「徽州文書新探——『新安忠烈廟神紀実』より——」（『東方学報（京都）』77 2005年3月 222-160頁）
- 302) 『元史』卷二九「泰定帝本紀一」“〔泰定元年六月己卯（25日）〕大司農屯田，諸衛屯田，彰德・汴梁等路雨傷稼，順德・大名・河間・東平等二十一郡蝗，晋寧・鞏昌・常德・龍興等処饑，皆發粟賑之”，〔泰定二年二月〕“甲申，祭先農”，卷三〇「泰定帝本紀二」〔泰定四年二月辛未〕，蔡文淵「孟子廟賞田記」（碑陽／致和元年七月／京都大学人文科学研究所蔵中国金石拓本第36函孟4），「泰定五年帖文」（碑陰，泰定五年正月／京都大学人文科学研究所蔵中国金石拓本第36函孟11）。なお，『孔顔孟三氏志』卷六，『三遷志』（台湾国家図書館蔵明嘉靖三一年鄒鼎孟氏刊本）卷四「奏疏」【泰定五年戊辰即致和元年公愚文】，劉培桂『孟子林廟歷代石刻集』（齊魯書社 2005年9月 57-62頁）などにも録文がある。この碑については，すでに註210において予告したように，別稿で詳細に分析する。
- 303) 『元史』卷一七六「劉德温伝」。かれは，在任中，典礼を考訂し，編集して一書となそうとしたといい，泰定四年十月，監察御史の馮思忠が太常礼儀院に命じて累朝の礼儀を纂集させるよう願い出たこと，それをうけ李好文が三年の歳月をかけて『大元太常集礼稿』五十巻を完成させるのと無関係ではあるまい。
- 304) 『水利集』卷一「泰定元年十月中書省劄付；奏准開挑吳松江」“至治三年九月十四日欽奉詔書内一款節該：「但凡係官工役造作停罷者」欽此”。
- 305) 『牆東類稿』卷五「農桑詩序」“泰定改元甲子，制書下郡県，以学校，農桑為急務。官奉行惟恪，是時秣陵路句曲令程君首勸率十有六郷，課種桑四十余万株布滿一県。県治後有廢圃隙地，荒穢不治，君手摘瓦礫，吏民爭趨焉。旬余平坦，植桑八千，森列如戟。暇日引県庠諸生觀之，登丘四顧而嘆曰「桑者衣之源，而惰農弗知。今吾先之勞之，後人必有享其利者。夫民難与慮始而可与樂成也。於是諸生爭為歌詩，以記其事。君勤於治民，尤留意学校，招師訓以規矩，士競於教，弦歌之声相聞，真能以詔書從事者，其治行為江東諸県最云”。『元史』卷一「泰定帝本紀一」〔泰定元年春正月己亥〕にいう「逆臣イスン・テムル等を誅する詔」の条画と思われる。
- 306) 『至順鎮江志』卷七「山水」《漕渠水》《練湖》，『水利集』卷一「泰定元年十月中書省劄付；奏准開挑吳松江」，「中書省劄付；開江立閘」，『元史』卷二九「泰定帝本紀一」〔至治三年十二月壬戌〕，〔泰定元年冬十月壬申〕，卷六五「河渠志二」《練湖》《吳松江》
- 307) 『梧溪集』卷六「謁浙東宣慰副使致仕任公及其子台州判官墓有後序」，『水利集』趙孟頫序，卷

- 一〇「营造法式」《開河奎泉眼法》《築堤導河去沙礫石法》。黄河の決壊と都水分監の設置については、『元史』卷六五「河渠志二」《黄河》，『治河總考』卷三「元・武宗」も参照。宗典「元任仁発墓志的発現」（『文物』1959-11），上海博物館・沈令昕・許勇翔「上海市青浦県元代任氏墓葬記述」（『文物』1982-7）
- 308) 『水利集』卷一「泰定元年十一月江浙行省筭付；開挑吳松江」，「泰定二年八月立都水庸田使司」
- 309) 『濟南金石志』卷三「大元贈中奉大夫行中書省參知政事張公神道之碑」，『道光章丘県志』卷十四「金石録」【張斯和墓碑】碑陰（張養浩撰，至順二年，張友諒立石）によれば，參議中書省事，戸部尚書，浙西肅政廉訪使を経て都水庸田使となり，そのごいったん湖北淮東道廉訪使をつとめたあと，再度，庸田使になったという。ただ，1993年に発見された張友諒の墓誌銘（至正十五年，安豊路同知總管府事をつとめていた息子張士貞の撰文に係る）では，二度目の庸田使について言及しない。韓明祥『濟南歷代墓志銘』（黄河出版社 2002年 94-95頁）参照。
- 310) 『水利集』卷一「泰定二年八月立都水庸田使司」，「泰定三年都水庸田使司添氣力」，『大元官制雜記』「都水庸田使司」，『元史』卷二九「泰定帝本紀一」[泰定二年五月丙子]“浙西諸郡霖雨，江湖水溢，命江浙行省及都水庸田司興役疏洩之”，[泰定二年六月]“丁未，立都水庸田使司，浚吳・松江”，卷三〇「泰定帝本紀二」[泰定三年春正月壬子]“置都水庸田司於松江，掌江南河渠水利”。以上からすれば，『元史』卷二九「泰定帝本紀一」[閏月壬申]が“罷松江都水庸田使司，命州縣正官領之，仍加兼知渠堰事”と記すのは，不正確きわまりない表現である。
- 311) 志丹苑考古隊「元代水閘再現上海市区」（『中国文物報』総1060号 2002/11/1 1-2版），国家文物局「上海普陀志丹苑元代水閘」（『2002中国重要考古発現』文物出版社 2003年6月152-157頁）
- 312) 『元史』卷三〇「泰定帝本紀二」“[泰定四年冬十月]辛亥，監察御史亦怯列台卜答言，都水庸田使司擾民，請罷之”，卷六五「河渠志二」《塩官州海塘》，『梧溪集』卷六「謁浙東宣慰副使致仕任公及其子台州判官墓有後序」
- 313) 『国朝文類』卷三一宋本「都水監事記」“監始以至元二十八年丞相完澤奏置於京師。監，少監，丞各二員，歲以官一，令史二，奏差二，壕寨官二。分監于汴，理決河。又分監寿張，領会通河，官属如汴監，皆歲滿更易。泰定二年改汴監為行監，設官与内監等。天曆二年罷，以事歸有司，岸河郡邑守令，結銜知河防事。而寿張監，至今不廢”，『元史』卷二九「泰定帝本紀一」“[泰定二年二月]庚子，姚煒以河水屢決，請立行都水監於汴梁，倣古法備捍，仍命瀕河州縣正官皆兼知河防事，從之”，“[泰定二年秋七月]辛未，立河南行都水監”。
- 314) 『元史』卷三〇「泰定帝本紀二」[泰定三年冬十一月庚子]。おそらく，これより四ヶ月前にモンゴル語への翻訳命令が出されている『世祖聖訓』と無関係ではないだろう。
- 315) 『元史』卷六四「河渠志一」《海子岸》《白浮，甕山》《渾河》《白河》《御河》《灤河》《河間河》《滹沱河》《会通河》，卷二九「泰定帝本紀一」[泰定元年夏四月甲子]，[泰定二年閏月己巳]，[三月癸丑，辛酉]，卷三〇「泰定帝本紀二」[泰定三年四月壬寅]，[泰定四年八月癸酉，癸巳]，卷一四五「廉惠山海牙伝」
- 316) 『聖元名賢播芳統集』卷六「詔赦」《泰定二年赦》に雅文聖旨の全文が載る。撰者は不明。なお，『元史』卷二九「泰定帝本紀一」[泰定二年春正月庚戌]の詔は，モンゴル語の聖旨を『実録』作成時に編纂官が翰林院作成のものを見ずに，そのまま漢訳したものだろう。
- 317) 『元史』卷二九「泰定帝本紀」[泰定二年閏月]“壬子朔，詔赦天下，除江淮創科包銀，免被災地差稅一年”，『正徳華亭県志』卷四「議免增科田糧案」“及欽奉泰定二年閏正月一日詔赦一款：

「延祐二年三省經理田土，所差人員徵名生事，威迫官府，折逼人戶，虛增田糧。除自實頃畝依例科徵，其無田虛增之數，仁宗皇帝常論有司，體覆除豁，遷延至今，與民為害。其在官已有文案，即仰廉訪司體覆明白，就便除豁。違者，從監察御史糾治」。欽此”。

318) 『元史』卷二九「泰定帝本紀一」[泰定二年閏月乙丑]

319) 『元史』卷二九「泰定帝本紀一」[泰定二年九月戊申朔] “以郡縣饑，詔運粟十五萬石貯瀕河諸倉，以備賑救，仍勅有司治義倉”，“募富民入粟拜官，二千石從七品，千石正八品，五百石從八品，三百石正九品，不願仕者旌其門”，卷三〇「泰定帝本紀二」[泰定三年秋七月戊午] “勅：「入粟拜官者，准致仕銓格」”。

320) 『金華黃先生文集』卷二四「宣徽使太保定国忠亮公神道碑」，「宣徽使太保定国忠亮公神道第二碑」

321) 『道園學古錄』卷十一「書趙學士簡經筵奏議後」，卷四四「故翰林學士資善大夫知制誥同脩国史臨川先生吳公行狀」

322) 『清容居士集』卷五〇「書馬元帥救荒事實後」

323) 『元史』卷三〇「泰定帝本紀二」[泰定三年春正月壬子]

324) 『新刊類編歷舉三場文選對策』卷五「中書堂會試」

325) 『元史』卷三〇「泰定帝本紀二」[致和元年春正月甲戌（10日）]

326) 『元史』卷三〇「泰定帝本紀二」[致和元年春正月丁丑]。至元七年の司農司の設立にともなって張文謙等が整理したかの「農桑之制」十四箇条である。全文は、『通制条格』卷一六「田令・農桑」，『元典章』卷二三「戸部九・農桑」《立社》【勸農業立事理】，『救荒活民類要』条格，『至正条格』卷二五条格「田令」【農桑事宜】にみえる。

327) 『馬石田先生文集』卷十四「太師太平王定策元勲之碑」。このメンリク・トンア，仁宗アユルバルワダのシュクルチ，皇慶二年の時点で司農大卿だったメンリク・トンアと同一人物と思われる。『郝文忠公陵川文集』「延祐五年五月初九日江西等処行中書省劄付」，『元史』卷一四四「月魯帖木兒伝」，註 241

328) 『元史』卷三二「文宗本紀一」“[天曆元年九月] 戊辰，大司農明里董阿・大都留守闊闊台，並為中書平章政事”

329) 『大元官制雜記』「都水庸田使司」

330) 『清容居士集』卷二七「王氏先塋碑銘」なお，王毅は泰定四年四月の段階で，すでに光祿大夫議中書省事平章である。『光緒順天府志』卷一二九「金石志三」【元庇張真人道行碑】

331) 『元史』卷三二「文宗本紀一」[天曆元年冬十月丁未]，“[天曆元年十一月壬午] 第三皇子宝寧易名太平訥，命大司農賈住保養於其家”，卷三三「文宗本紀二」“[天曆二年春正月辛酉] 大司農王毅為平章政事”

332) 『道園學古錄』卷二三「句容郡王世績碑」“掌芻牧之事，奉馬奉馬湏，以供玉食。馬湏尚黑者，国人謂黑為哈刺，故別号其人哈刺赤”，『元史』卷一〇〇「兵志三」《馬政》

333) 『道園學古錄』卷二三「句容郡王世績碑」。『元史』卷三四「文宗本紀三」[至順元年九月甲申]によれば，文宗トク・テムルの命を受け芸文監が『燕鐵木兒世家』を出版している。ジャライル国王家の『東平王世家』に倣ったものだろうが，現存しない。なお，『元史』卷三〇「文宗本紀二」[天曆二年九月壬午]に，司徒となしたという大司農卿燕赤はオトチ・ブカのことと思われる。

334) 『金華黃先生文集』卷二四「宣徽使太保定国忠亮公神道第二碑」

335) 『元史』卷一二三「捏古剌伝」。『至正条格』卷二六条格「田令」【豪奪官民田土】に，“至元六

年七月初七日，詔書内一款節該當：「官民田土俱有定籍，科差賦稅，生民衣食，皆由此出。比者伯顏，唐乞失，者延不花等，恃奪占大都・河南・江・腹裏諸處，及保定・雄・霸等州官民田土・房產，指稱屯衛牧場草地，割為己業，發掘丘壘，折毀宅舍……」と槍玉に挙げられている者延不花と同一人物だろう。

- 336) 『牧隱文稿』卷十七「海平君諡忠簡尹公墓誌銘并序」“時晉邸陟遐，文宗自江南先入宮正位，迎明宗於朔方，文宗出勞於野，丞相燕帖木兒進毒酒，明宗中夜崩，六軍乱”。
- 337) 『元史』卷六四「河渠志一」《通惠河》《会通河》，卷六五「河渠志二」《黄河》《広済渠》
- 338) 『道園学古録』卷十七「宣徽院使賈公神道碑」
- 339) 『元史』卷三二「文宗本紀一」“〔天曆元年九月戊子〕前尚書左丞相三宝奴以罪誅，其二子上都，哈剌八都兒近侍，命以所籍家貲及制命還之”，『道園学古録』卷一〇「皇帝聖旨；特命礼部尚書哈剌拔都兒充奎章閣捧案官。宜令哈剌拔都兒。准此。天曆二年五月 日」“礼部尚書哈剌拔都兒之先臣大傅右丞相楚国公事武宗皇帝，位望隆重，榮耀赫奕，所謂不貳心之臣，足以當不世有之恩者也。當是時，尚書兄弟尚要，及其長也，慨先世之遭逢，傷事變之不易，思憤忠鯁以報國家，未嘗一日忘也”，『道園類稿』卷三二「題哈剌拔都特授奎章閣捧案官御書後」，『金華黃先生文集』卷二一「恭跋賜名哈剌拔都兒御書」，『秘書監志』卷六「秘書庫」《櫺櫃架子》
- 340) 『道園類稿』卷四〇「張忠獻公神道碑」，『道園学古録』卷二二「承天仁惠局藥方序」，卷二五「大承天護聖寺碑」。なお，張金界奴（章金家納）は至正二年の段階でも少なくとも大都留守であり，西山にトンネルを掘って渾河の水を大都に引き込む金口水に堆積した土砂の撤去，新たな河道の掘削作業に駆り出されている。『析津志輯佚』「属県・古蹟」
- 341) 『秘書監志』卷九「題名」《秘書太監》
- 342) 『元史』卷三八「順帝本紀一」〔元統二年冬十月己卯〕，〔至元元年七月戊申〕，〔至元元年八月己卯〕，〔九月庚子〕，〔十二月乙丑〕。後至元二年に，ブダシリの発願，バヤン以下徽政院の官僚たちの協力によって刊刻された大蔵經の關係者リストによれば，バヤンの肩書きは，“開府儀同三司秦王答剌罕太師中書右丞相上柱国録軍国重事監国史兼徽政使侍正昭功万戸都総使虎符威武阿速衛親軍都指揮使司達魯花赤忠翊侍衛親軍都指揮使奎章閣大学士領学士院經筵事太史院宣政院事也可千戸哈必陳千戸達魯花赤宣忠幹羅思扈衛親軍都指揮使司達魯花赤提調回回漢人司天監群牧監広惠司内史府左都威衛使司欽察親軍都総管府事領太禮院兼都典制神御殿事”というすさまじく長いもので，失脚直前の後至元五年五月には，さらに膨れあがって 246 字にものぼっていた。なお，このリストには常ブラルギの名もみえる。童璋・方広鋤・金志良「元代官刻大蔵經考証」（『世界宗教研究』1986-3 47-58 頁+図 1 頁），『山居新語』卷二参照。
- 343) 『至正四明統志』卷六「土産」《義倉》“至元元年七月奉省筭欽奉聖旨：「義倉乃民間自藏之粟，備凶年欠食之用，豐年則驗口而収，荒旱則隨人而給。今後每社設立義倉一所，提調官設法敦勸。欽此」。行下州県，勸率収貯，以備計点”。
- 344) 『元史』卷四〇「順帝本紀三」〔至正三年〕にも“是歲，詔立常平倉”とある。
- 345) 『元史』卷三八「順帝本紀一」〔至元元年冬十月丙辰〕
- 346) 『元史』卷三八「順帝本紀一」〔至元元年閏十二月乙酉〕
- 347) 『元史』卷三八「順帝本紀一」〔至元元年春正月癸巳〕
- 348) 『至正条格』条格卷二五「田令」【勸農勤惰】
- 349) 『元史』卷三九「順帝本紀二」〔至元二年春正月〕
- 350) 『元史』卷四〇「順帝本紀三」〔至元五年十二月辛卯〕
- 351) 大德初，司置平江，曰行都水監。泰定年改庸田遷松江。以置不常，人視為疣舍，故棟其署寄

署于它所。至正元年重置司平江，秩隆三品……

- 352) 『元史』卷七七「祭祀志六」《至正親祀太廟》
- 353) 『燕石集』卷一三「司農司題名記」，『元史』卷一八四「韓元善伝」
- 354) 『至正集』卷四四「勅賜大司農司碑」
- 355) 『秘書監志』卷五「秘書庫」《鹵簿図書》
- 356) 『秘書監志』卷九「題名」《秘書太監》，卷三「什物」《公用銀器》
- 357) 『金華黄先生文集』卷四三「太傅文安忠憲王家伝」，『元史』卷一三七「曲枢伝」
- 358) 『秘書監志』卷九「題名」《秘書卿》
- 359) 『元史』卷一四〇「達識帖睦迺伝」，『金華黄先生文集』卷二八「勅賜康里氏先塋碑」
- 360) 『東山存稿』卷二「送江浙叅政僕公赴司農少卿序」
- 361) 『金華黄先生文集』卷二四「中書右丞相贈孚道志仁清忠一德功臣太師開府儀同三司上柱国追封鄆王諡文忠神道碑」，卷四一「榮禄大夫大司空大都大慶壽禪寺住持長老仏心普慧大禪師北溪延公塔銘」
- 362) 『元代白話碑集録』「(79) 一三三四年加封顔子父母妻懿旨碑」(科学出版社 1955年 82-83頁)，京都大学人文科学研究所蔵中国金石拓本第32函8
- 363) 『元史』卷三九「順帝本紀二」によれば後至元三年六月に、アントムに美号が追贈され、分封地に祠廟が建設されている。なお、とうじのジャライル国王家の当主はドルジ、至正二年に大明禪寺が刊行した『四家録』(台湾国家図書館蔵)の末尾の寄進者リストでは、太師国王孫銀青榮禄大夫河南江北等処行中書省国王丞相という肩書きを掲げており、右脇に舍人として名を寄り添わせる朶蠻帖木兒、阿穆哥室利は、『元史』卷一三九「朶兒只伝」にいう朶蠻帖木兒、俺木哥失里、すなわちドルジの息子たちにほかならない。
- 364) 『道園学古録』卷十七「宣徽院使賈公神道碑」
- 365) 拙著『モンゴル帝国が生んだ世界図』(日本経済新聞出版社 2007年6月)，同「対馬宗家旧蔵の元刊本『事林広記』について」(『東洋史研究』67-1 2008年6月 35-67頁)，同「叡山文庫所蔵の『事林広記』写本について」(『史林』91-3 2008年5月 1-41頁)